

令和8年2月9日 招集

令和8年第1回 宇城市議会定例会議案

熊本県宇城市

令和8年第1回宇城市議会定例会 提出議案目録（令和8年2月9日）

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
報告	報告第1号	専決処分の報告について（専決第14号）	市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法第180条第2項	土木部 用地管理課	P. 10 ～ P. 11
報告	報告第2号	専決処分の報告について（専決第1号）	市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法第180条第2項	土木部 用地管理課	P. 12 ～ P. 13
承認	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）	令和7年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）	地方自治法第179条第3項	総務部 財政課	P. 14 ～ P. 15 別冊
予算	議案第1号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）	歳入歳出予算の補正 今回補正額 △ 936,970千円 補正後の額 43,485,123千円 繰越明許費の補正 債務負担行為の補正 地方債の補正	地方自治法第96条第1項第2号	総務部 財政課	別冊
予算	議案第2号	令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	歳入歳出予算の補正 今回補正額 △160,763千円 補正後の額 7,558,355千円	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議案第3号	令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）	歳入歳出予算の補正 今回補正額 95,724千円 補正後の額 6,880,171千円 債務負担行為の補正	地方自治法第96条第1項第2号	福祉部 高齢介護課	別冊
予算	議案第4号	令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算の補正 今回補正額 1,680千円 補正後の額 19,329千円	地方自治法第96条第1項第2号	教育部 教育総務課	別冊

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
予算	議案第5号	令和7年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 △14,277千円 支出 △37,548千円 資本的予算補正額 収入 △318,621千円 支出 △318,457千円 企業債の補正	地方自治法第96条第1項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
予算	議案第6号	令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 △8,647千円 支出 △23,180千円 資本的予算補正額 収入 △141,950千円 支出 △77,177千円 企業債の補正	地方自治法第96条第1項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
条例	議案第7号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	1 趣旨 手話に関する施策の推進に関する法律の制定等に伴い、条例を制定するもの 2 要点 手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、共生社会の実現を目指す。 3 施行期日 令和8年4月1日	地方自治法第96条第1項第1号	福祉部 社会福祉課	P.16 ～ P.19
条例	議案第8号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1 趣旨 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う乳児等のための支援給付の実施に当たり、条例を制定するもの 2 要点 宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例で定める基準は、内閣府令に定める基準とする。 3 施行期日 令和8年4月1日	地方自治法第96条第1項第1号	福祉部 子ども未来課	P.20 ～ P.21

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
条例	議案第9号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	<p>1 趣旨 令和8年4月1日の行政組織の改革に伴い、関係条例の整理を行うもの</p> <p>2 要点 (1) 市長政策部を企画振興部に改称する。 (2) 市長政策課を企画課に改称する。 (3) 企画課を広報統計課に改称する。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	総務部 総務課	P. 22 ～ P. 23
条例	議案第10号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	<p>1 趣旨 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員との均衡を踏まえ、特別職の非常勤職員の費用弁償の支給額や職員の旅費等を見直すもの</p> <p>2 要点 (1) 日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に対する宿泊手当を新設する。 (2) 定額支給していた宿泊費について、都道府県ごとに定める上限付の実費額とする。 (3) 条例等に違反して旅費支給を受けた者に対して、給与等からの控除を可能とする。</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	総務部 総務課	P. 24 ～ P. 33
条例	議案第11号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 趣旨 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもの</p> <p>2 要点 引用する法律の条ずれ解消</p> <p>3 施行期日 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	市民部 市民課	P. 34 ～ P. 35

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
条例	議案第12号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 身体障害者等の社会参加の推進等を目的に、条例を改正するもの 2 要点 軽自動車税の種別割の減免要件を緩和 3 施行期日 令和8年4月1日 	地方自治法第96条第1項第1号	市民部 税務課	P. 36
条例	議案第13号	宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 子育て世帯の経済的負担軽減を一層図り、安心して医療を受けられる環境を整備することに伴い、条例を改正するもの 2 要点 (1) 子ども医療費無償化対象年齢を、満6歳から満18歳までに引き上げる。 (2) 自己負担の規定を廃止 3 施行期日 令和8年10月1日 	地方自治法第96条第1項第1号	保健衛生部 医療保険課	P. 37 ～ P. 38
条例	議案第14号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正するもの 2 要点 引用する法令の条ずれ解消 3 施行期日 公布の日 	地方自治法第96条第1項第1号	土木部 都市整備課	P. 39
条例	議案第15号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 水道事業及び簡易水道事業の認可を統合し、給水区域の改定を行うことに伴い、条例を改正するもの 2 要点 認可区域の変更及び区域変更に伴う水道料金の改定を令和9年4月30日請求分まで延期 3 施行期日 令和8年4月1日 	地方自治法第96条第1項第1号	上下水道局 上下水道課	P. 40 ～ P. 41

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
その他	議案第16号	財産の処分について	有限会社アグリパーク豊野株式の売却	地方自治法第96条第1項第8号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条	経済部 商工観光課	P. 42 ～ P. 43
その他	議案第17号	権利の放棄について	市営住宅家賃の債権について、徴収見込みがないため放棄するもの	地方自治法第96条第1項第10号	土木部 都市整備課	P. 44
その他	議案第18号	権利の放棄について	水道料金の債権について、徴収見込みがないため放棄するもの	地方自治法第96条第1項第10号	上下水道局 上下水道課	P. 45
その他	議案第19号	市道の路線の廃止について	廃止1路線	道路法第10条第3項	土木部 用地管理課	P. 46
その他	議案第20号	市道の路線の認定について	認定3路線	道路法第8条第2項	土木部 用地管理課	P. 47
その他	議案第21号	宇城市過疎地域持続的発展計画策定について	宇城市過疎地域持続的発展計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項	市長政策部 企画課	P. 48 別冊

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
同意	同意第1号	教育委員会委員の任命について (月田修氏)	現委員が令和8年3月31日をもって任期満了になることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 月田 修 3 年齢 満66歳	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項	総務部 総務課	P. 49
同意	同意第2号	教育委員会委員の任命について (遠山光昭氏)	現委員が令和8年3月31日をもって任期満了になることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市豊野町 2 氏名 遠山 光昭 3 年齢 満62歳	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項	総務部 総務課	P. 50
同意	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (中川玲子氏)	委員が令和8年3月23日をもって任期満了となることに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市不知火町 2 氏名 中川 玲子 3 年齢 満68歳	地方税法第423条第3項	総務部 総務課	P. 51
同意	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (中村久美子氏)	委員が令和8年3月23日をもって任期満了になることに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市松橋町 2 氏名 中村 久美子 3 年齢 満68歳	地方税法第423条第3項	総務部 総務課	P. 52
同意	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (園田敏行氏)	委員が令和8年3月23日をもって任期満了になることに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 園田 敏行 3 年齢 満67歳	地方税法第423条第3項	総務部 総務課	P. 53
同意	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (園田郁夫氏)	委員が令和8年3月23日をもって任期満了になることに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県上益城郡甲佐町 2 氏名 園田 郁夫 3 年齢 満65歳	地方税法第423条第3項	総務部 総務課	P. 54
同意	同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について (内田公彦氏)	委員が令和8年3月23日をもって任期満了となることに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市三角町 2 氏名 内田 公彦 3 年齢 満67歳	地方税法第423条第3項	総務部 総務課	P. 55

区分	番号	案件名	内 容	根拠法令	主管課	頁
予算	議案第22号	令和8年度宇城市一般会計予算	歳入歳出予算総額 40,650,860千円 繰越明許費の設定 債務負担行為の設定 地方債の設定	地方自治法第96条第1項第2号	総務部 財政課	別冊
予算	議案第23号	令和8年度宇城市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算総額 7,437,788千円 債務負担行為の設定	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議案第24号	令和8年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算総額 1,289,425千円	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議案第25号	令和8年度宇城市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算総額 6,733,061千円 債務負担行為の設定	地方自治法第96条第1項第2号	福祉部 高齢介護課	別冊
予算	議案第26号	令和8年度宇城市奨学金特別会計予算	歳入歳出予算総額 22,246千円	地方自治法第96条第1項第2号	教育部 教育総務課	別冊
予算	議案第27号	令和8年度宇城市水道事業会計予算	収益的予算額 収入 1,301,784千円 支出 1,352,326千円 資本的予算額 収入 478,684千円 支出 743,889千円 債務負担行為の設定 企業債の設定	地方自治法第96条第1項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
予算	議案第28号	令和8年度宇城市下水道事業会計予算	収益的予算額 収入 1,576,150千円 支出 1,581,918千円 資本的予算額 収入 326,272千円 支出 713,513千円 債務負担行為の設定 企業債の設定	地方自治法第96条第1項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊

報告第1号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
市道管理不備による物損事故に係る損害賠償	1	7,480

専決第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分とする。

令和7年12月16日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和7年9月29日に熊本県宇城市松橋町豊福1786番地内で発生した市道の管理不備による通行車両損傷に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 7,480円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和7年9月29日 午後2時頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市松橋町豊福1786番地内
 - (3) 概要 市道希望の里2号線を走行した際、市道上に露出した鉄筋と車両が接触したため右前輪タイヤを損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたもの

報告第2号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
市道管理不備による物損事故に係る損害賠償	1	14,400

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分とする。

令和8年1月13日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和7年10月5日に熊本県宇城市三角町戸馳4053番地先で発生した道路管理不備による通行車両損傷に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 14,400円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和7年10月5日 午後4時40分頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市三角町戸馳4053番地先
 - (3) 概要 三角町戸馳4053番地付近の市道を走行した際、舗装部に陥没があり、車両通過時タイヤを損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたもの

承認第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）
別冊のとおり

（提案理由）

通常国会冒頭で衆議院解散に踏み切る意向が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙が行われる見込みとなり、選挙事務に係る準備を緊急で行う必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕が特にないことから、議会において議決すべき事件を地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

専決第3号

専決処分書

令和7年度宇城市一般会計補正予算(専決第2号)について、急施を要すると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分とする。

令和8年1月20日専決

宇城市長 末松 直洋

議案第7号

宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者にとって手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な言語として、大切に育まれてきた。

しかしながら、ろう教育において読唇や発声の訓練を中心とする口話教育が導入されたことにより、手話は言語として認められず、手話を使用できる環境も整えられてこなかった。

そのため、ろう者は必要な情報を得ることも、円滑にコミュニケーションを図ることもできず、日常生活において多くの不便や不安を感じながら暮らしてきた。

その後、日本が平成26年に批准した障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、手話は言語であることが正式に位置付けられた。また、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正により、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が規定されたが、これらの理念に対する社会的理解や、実際に利用可能な環境の整備は、依然として十分ではない。

こうした中、令和7年6月に手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）が施行され、手話が「重要な意思疎通の手段」であること、また、国や地

方公共団体には手話言語の普及や理解促進、環境整備などに取り組む責務があることが明記された。

このようなことから、手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民がお互いを尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を第一言語として使用し、日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、点字音訳、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置その他障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 障がい者が、障がいのない人と同等の権利を行使するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供される配慮をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。
- (2) 手話言語の普及は、手話が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であ

って、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行わなければならない。

- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者自らが選択し、利用できることの重要性を市民及び事業者が理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進において、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の発信に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者（手話通訳者等）の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

- 2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する宇城市障がい者基本計画との整合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）の制定等に伴い、宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号

宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。次条において「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者又は特定乳児等通園支援事業所の職員は、宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第17号。次項において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

2 市及び特定乳児等通園支援事業者は、暴排条例第3条に規定する基本理念にのっとり、特定乳児等通園支援事業から暴力団を排除するため必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴う乳児等のための支援給付の実施に当たり、宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第9号

宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例

(宇城市行政組織条例の一部改正)

第1条 宇城市行政組織条例(平成17年宇城市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「市長政策部」を「企画振興部」に改める。

第2条の表市長政策部の項中「市長政策部」を「企画振興部」に改める。

(宇城市議会委員会条例の一部改正)

第2条 宇城市議会委員会条例(平成17年宇城市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市長政策部」を「企画振興部」に改める。

(宇城市行政改革審議会条例の一部改正)

第3条 宇城市行政改革審議会条例(平成17年宇城市条例第201号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市長政策部市長政策課」を「企画振興部企画課」に改める。

(宇城市総合政策審議会条例の一部改正)

第4条 宇城市総合政策審議会条例(令和7年宇城市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市長政策部企画課」を「企画振興部企画課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政組織改革に伴い、宇城市行政組織条例等の一部を改正する必要性が生じたた

め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、
議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年宇城市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「旅費」を「費用弁償」に、「別表第2のとおり」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市内で開催される会議の招集に応じた場合、その他市長が特に必要と認めた場合 2,000円

(2) 前号以外の場合 宇城市職員等の旅費に関する条例(平成17年宇城市条例第46号)の例により算定した額

第3条第3項を削る。

第6条中「報酬及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(宇城市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 宇城市証人等に対する実費弁償に関する条例(平成17年宇城市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(日当を除く。)」を削り、同条第3項を削る。

(宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年宇城市条例第40号)

の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条を次のように改める。

(旅費)

第4条 市長等の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とする。

2 市長等の旅費の額は、宇城市職員等の旅費に関する条例（平成17年宇城市条例第46号。この項において「職員等旅費条例」という。）の規定の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる職員等旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項第3号	寝台料金	寝台料金及び特別車両料金
第7条第2項	最下級	最上級
第8条第1項第2号	寝台料金	寝台料金及び特別船室料金
第8条第2項	最下級	最上級
第9条第2項	最下級	最上級
第11条第1項	職務の級が十級以下の者	指定職職員等

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年宇城市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(旅費)

第5条 教育長の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とする。

2 教育長の旅費の額は、宇城市職員等の旅費に関する条例（平成17年宇城市条例第46号。この項において「職員等旅費条例」という。）の規定の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる職員等旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項第3号	寝台料金	寝台料金及び特別車両料金
第7条第2項	最下級	最上級
第8条第1項第2号	寝台料金	寝台料金及び特別船室料金
第8条第2項	最下級	最上級
第9条第2項	最下級	最上級
第11条第1項	職務の級が十級以下の者	指定職職員等

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表を削る。

(宇城市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 宇城市職員等の旅費に関する条例(平成17年宇城市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第3号中「職員が」の次に「退職し、又は」を、「おいて、」の次に「その職員又は」を加え、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第1項中「が出張」の次に「し」を加え、「(以下「出張」という。)」を削り、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項第1号中「ため」を「ための」に、「失職」を「、失職」に改め、同項第3号中「は、当該職員の」を「は、当該」に改め、同条第3項中「、同項」を「、前項」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「第4条第2項」を「次条第3項」に、「旅行命令が取り消され」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額は支出を要する」に改め、「別に」を削り、同条第7項中「交通機関の事故又は」及び「、別に」を削る。

第4条第1項中「任命権者、旅行を依頼若しくは要求した者又はそれらの者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同項第1号中「第3条第1項」を「前条第1項」に改め、同項第2号中「第3条第4項又は第5項」を「前条第4項」に改め、同条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)」を「の変更を」に、「認めた」を「認める場合で、前項の規定に該当する」に改め、「場合には」の次に「、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき」を加え、「旅行命令等を変更」を「変更を」に改め、同条第4項本文中「これを変更するには出張命令書に当該旅行に関する」を「その変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める」に改め、「を記載」の次に「又は記録を」を加え、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「旅行命令書に記載し、これを提示」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は、口頭」を「前項ただし書の規定」に、「旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった」に、「旅行命令書に当該旅行に関する」を「旅行命令簿等に同項に定める」に改め、「記載」の次に「又は記録を」を加え、

「、これを当該旅行者に提示し」を削り、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費」に改める。

第7条から第20条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用

(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、第1号から第3号までの費用の額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「国家公務員の旅費規程」という。)別表第2に規定する職務の級が十級以下の者の区分による額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり国家公務員の旅費規程別表第3に規定する額とする。

- 2 宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を宿泊手当として支給する。
 - (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、当該移動に対し支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、国家公務員の旅費規程別表第4に規定するその他の者の区分による容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第81条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第15条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ご

とに、職員がその移転をするものとして算定した第7条から第13条まで及び前条の規定による額の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第17条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

（退職者等の旅費）

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行をした場合に係る次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(随行旅費)

第20条 職員が市長、副市長及び教育長又は市議会議員（この条において「市長等」という。）に随行して旅行する場合の旅費額については、公務のため特に必要とする場合は当該市長等の受ける旅費額まで増額することができる。

第21条及び第22条を削る。

第23条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条に規定する旅費の種目及び第7条から第17条までに規定する内容に基づき」を加え、同条第2項を削り、同条を第21条とする。

第24条第1項中「者は、旅費請求書に必要な書類」を「ものは、旅費請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料」に改め、同項後段中「必要な添付書類」を「必要な資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「書類を提出」を「資料を提出」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 第1項の旅費請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により旅費請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該旅費請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する旅費請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。第24条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第11条、第12条、第14条、第15条、第16条第1項及び第17条並びに第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第25条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以

外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に改め、「事情により」の次に「又は旅行の性質上」を加え、「することが著しく均衡を欠くと認められるときは」を「した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(宇城市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第5条の規定による改正後の宇城市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の宇城市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第3条 附則第2条の規定は、第1条の規定による改正後の宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、第2条の規定による改正後の宇城市証人等に対する実費弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の宇城市長等の給与及び旅費に関する条例及び第4条の規定による改正後の宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定について準用する。

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の一部改正に伴い、宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第11号

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例

(宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年宇城市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(宇城市手数料条例の一部改正)

第2条 宇城市手数料条例(平成17年宇城市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の制定に伴い、宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を

経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市税条例の一部を改正する条例

宇城市税条例（平成17年宇城市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「（以下「身体障害者」という。）」を削り、「精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者」を「身体障害者等」に、「当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者等、当該身体障害者等」に、「者又は」を「者が運転するもの又は」に改め、「者が」の次に「所有し、」を加え、同条第2項中「身体障害者若しくは」を「身体障害者等若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の宇城市税条例の規定は、令和8年度以後の軽自動車税について適用し、令和7年度までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

身体障害者等の社会参加の推進等を目的に、軽自動車税の種別割の減免に関する規定を緩和することに伴い、宇城市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

宇城市子ども医療費助成に関する条例（平成17年宇城市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳幼児及び児童（以下「子ども」という。）」を「子ども」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宇城市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

子育て世帯の経済的負担軽減を一層図り、安心して医療を受けられる環境を整備することに伴い、宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号

宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条
例（平成25年宇城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正す
る政令（令和6年政令第221号）の施行に伴い、宇城市移動等円滑化のために
必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が
生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規
定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年宇城市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「、宇城市不知火東部地区簡易水道事業」を削る。

別表第1宇城市松橋・小川上水道の項中「南海東の一部」の次に「・小曾部・柏原・御領・高良の一部」を加え、「34,850人」を「34,353人」に、「12,170 m^3 」を「11,973 m^3 」に改め、同表宇城市不知火町東部地区簡易水道の項を削る。

(宇城市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 宇城市水道事業給水条例(平成17年宇城市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇城市不知火東部地区簡易水道事業」を削る。

別表第1中「東部地区簡易水道、松合地区簡易水道」を「松合地区簡易水道」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している宇城市不知火地区東部簡易水道事業の給水区域内において、令和9年4月30日までに請求する水道料金については、第2条による改正後の宇城市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

水道事業及び簡易水道事業の認可を統合し、給水区域の改定を行うことに伴い、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号

財産の処分について

次のように財産を処分することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

1 財産の内容

種類	品名	数量
有価証券	有限会社アグリパーク豊野株式	220株

2 処分の理由

本市の第三セクターである有限会社アグリパーク豊野は、設立時の目的である農業振興、地域活性化等を一定程度達成し、現状の現場運営体制によって黒字経営が維持できていることから、行政が関与する必要性が低下している。また、株式売却による民間移譲で、より収益性を追求し経営を安定させるため。

3 相手方

(1) 住所 熊本県宇城市豊野町

氏名 古本 雄司

数量 20株

※ 出荷協議会は任意団体であり、株を所有することができないため、出荷協議会の会長が個人名で購入する。

(2) 住所 熊本県宇城市豊野町山崎599番地

会社名 有限会社アグリパーク豊野

代表 代表取締役 天川 竜治

数量 200株

※ 有限会社アグリパーク豊野が自己株として購入する。

4 処分予定価格

39,600,000円

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇城市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号

権利の放棄について

次のように権利を放棄したいので、議決を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 権利の内容
市営住宅家賃の債権（督促手数料を含む。）
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件数 3件
 - (2) 債権額 1,471,100円
- 3 放棄により利益を受ける者
市営住宅に入居していた者で家賃を完納していないもの
- 4 放棄の理由
財産調査等を行ったが、生活困窮状態であり、消滅時効の期間が経過しており、債権回収が著しく困難なため
- 5 放棄の時期
令和8年3月31日

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

権利の放棄について

次のように権利を放棄したいので、議決を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 権利の内容
水道料金債権（督促手数料及び遅延損害金を含む。）
- 2 放棄する債権額等
 - (1) 件数 552件
 - (2) 債権額 20,684,534円
- 3 放棄により利益を受ける者
水道使用者で水道料金を完納していないもの
- 4 放棄の理由
自己破産に伴う免責決定、法人等の解散及び清算、死亡に伴う相続不在及び相続放棄による相続人不存在、行方不明等であり、消滅時効の期間が経過しており、債権回収が著しく困難なため
- 5 放棄の時期
令和8年3月31日

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

路線の種類	路線名	起点	終点
その他	鑑ヶ鼻・萩尾線	宇城市豊野町山崎 字鑑ヶ鼻2193番地先	宇城市豊野町山崎字 堤ノ下2199番地先

（提案理由）

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

道路の種類	路線名	起点	終点
その他	曲野片林2号線	宇城市松橋町曲野字片林	宇城市松橋町曲野字片林
その他	木ノ本・中ノ迫線	宇城市小川町北新田字木ノ本	宇城市小川町北新田字木ノ本
その他	鑑ヶ鼻・萩尾線	宇城市豊野町山崎字鑑ヶ鼻	宇城市松橋町萩尾字舞野

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第21号

宇城市過疎地域持続的発展計画策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、次のとおり宇城市過疎地域持続的発展計画を策定する。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市過疎地域持続的発展計画
別冊のとおり

（提案理由）

宇城市過疎地域持続的発展計画を策定する場合、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 つきだ おきむ 月田 修
- 3 年齢 満66歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号

教育委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市豊野町
- 2 氏名 とおやま みつあき
遠山 光昭
- 3 年齢 満62歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市不知火町
- 2 氏名 なかがわ れいこ 中川 玲子
- 3 年齢 満68歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月23日をもって任期満了となるため、再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市松橋町
- 2 氏名 なかむら くみこ 中村 久美子
- 3 年齢 満68歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月23日をもって任期満了となるため、再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第5号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 そのだ としゆき
園田 敏行
- 3 年齢 満67歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月23日をもって任期満了となるため、再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第6号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県上益城郡甲佐町
- 2 氏名 そのだ 園田 いくお 郁夫
- 3 年齢 満65歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月23日をもって任期満了となるため、再任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第7号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月9日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市三角町
- 2 氏名 うちだ きみひこ 内田 公彦
- 3 年齢 満67歳

(提案理由)

現委員が令和8年3月23日をもって任期満了となるため、選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。